

福島復興再生基本方針（案）に対する福島県知事意見（案）

1 本方針に基づく施策の実施に必要な予算の確保

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から10年が経過する中、県民の懸命な努力と国内外からの温かい御支援により、福島の復興・再生は着実に進展している。

一方、今なお多くの県民がふるさとに帰ることができず、県内外で避難生活を続けられているほか、避難地域の復興・再生、被災者の生活再建、廃炉・汚染水対策など、当県特有の課題が山積しており、地震、津波、原発事故、風評被害という複合災害は、依然として福島に暗い影を落としている。地域によって復興の進捗は異なり、また、復興のステージが進むにつれて新たな課題等が生じるなど、福島の復興はいまだ途上にあり、長い時間を要する。

こうした複合災害からの復興途上にある中、令和元年東日本台風等や今般の新型コロナウイルス感染症、さらには令和3年福島県沖を震源とする地震など、三重、四重、五重の困難を抱えることとなった。台風・地震等による災害からの復旧や新型コロナウイルス感染症対策にも取り組みながら、東日本大震災からの復興・再生が遅れることのないよう、復興の取組を進めなければならないという難しい対応が求められている。福島の復興及び再生には、中長期的な対応が必要であり、当県の特殊性を踏まえながら、国が前面に立って最後まで責任を果たしていくことが何よりも重要である。

このため、心のケアなどの被災者支援等のほか、避難指示が解除された地域における生活環境の整備、長期避難者への支援、特定復興再生拠点区域の整備、福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業の育成・集積、事業・農林漁業の再建、風評の払拭に向けた取組等に加え、避難地域等における移住等の促進、関係人口や交流人口の拡大、魅力ある働く場づくり等の新たな活力の呼び込みなど、福島復興再生基本方針において国が行うこととされた取組を着実に推進すること。

あわせて、第1の2「福島の復興及び再生の基本姿勢」の「国は、（中略）復旧・復興に長期間を要するなどの原子力発電所の事故による災害という特殊な事情を踏まえつつ、長期にわたることが見込まれる本方針に基づく施策全般の着実な実施に必要な予算を確保し、責任を持って臨む」との記載を確実に履行し、福島県民が切れ目なく安心して復興・再生に取り組むことができるよう、必要な予算をしっかりと確保すること。

2 避難指示・解除区域の復興及び再生

- (1) 避難解除等区域は、原子力災害の影響が最も大きい地域であり、国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任を踏まえ、当該地域の市町村の復興及び再生に責任を持たなければならない。

第3の1「避難解除等区域の復興及び再生の基本的考え方」の「避難指示解除後の本格的な復興のステージにおいても、地域のコミュニティ形成への配慮や固有の文化・伝統への配慮など、市町村ごとの課題にきめ細かく対応する」との記載のとおり、国は、当県及び市町村と連携を密にしながら、保健・医療、買い物環境、魅力ある教育環境、防犯対策等の生活環境の整備はもとより、産業・生業の再生や雇用確保への支援、インフラ整備など、第2部全般に掲げる施策を確実に履行し、福島12市町村の将来像の具現化を始め、地域の復興に向けて取り組むこと。

また、原子力被災12市町村における営農再開の加速化を図るため、国は、これまで行ってきた被災農業者への支援を継続するほか、農地の大区画化・利用集積、広域的な高付加価値産地の展開、6次産業化施設の整備促進等により、地域の営農再開の後押し等に加え、スマート農業を推進すること。

(2) いまだ約3万5千人余りの県民がふるさとを離れて避難生活を続けられており、避難者が抱える課題も個別化・複雑化していることを踏まえ、円滑な帰還や生活再建等を支援するため、高齢者を始めとした避難者等に対する日常的な見守り・相談支援、情報提供、コミュニティの形成、被災者一人一人の心身のケア等に丁寧に対応すること。

(3) 地元住民・地元自治体の苦渋の決断により受け入れを容認した中間貯蔵施設について、国は、責任を持って必要な施設の整備・運営を進めるとともに、中間貯蔵施設に貯蔵する除去土壌等については、第3の2(3)カの「中間貯蔵開始後30年以内に福島県外での最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨が定められており、国として責任を持って取り組んでいく。」との記載を遵守し、法律に定められた30年以内の県外での最終処分を確実に実施すること。また、国が県外最終処分を完了するために、全国において理解醸成活動を行うこと。

(4) 被災地では、人口減少、高齢化、産業の空洞化等の課題が一層進行しているため、これまでの住民の帰還に向けた環境整備や支援等に加え、移住等の促進、交流人口・関係人口の拡大等にも取り組む必要がある。そのため、国は、地方公共団体の意見を最大限踏まえつつ、帰還・移住等環境整備交付金を活用した地方自治体の自主性に基づく事業への支援や移住・起業する者に対する個人支援を始め、交流人口拡大のための新たな施策を含め様々な施策を活用し、当県、避難指示・解除区域市町村、民間事業者等における取組を支援すること。

また、取組の実効性を高めるため、関係者が連携して移住等の促進施策を強力に進めるための体制の構築や、交流人口拡大の更なる対応等をまとめる場の立ち上げなどにより、国、県、市町村及び関係機関の連携を強力に推進すること。

(5) 帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域については、各町村の特定復興再生拠点区域の全てにおいて避難指示解除が計画どおり確実に行われるよう、国が責任をもって取り組むこと。

一方で、特定復興再生拠点区域外については、いまだ避難指示解除の具体的な方針が示されておらず、復興・再生に向けた見通しが立たない状況が続いている。このような中、令和4年春頃に特定復興再生拠点区域の一部において避難指示解除が予定されており、拠点区域外についても解除に向けた道筋を示し、切れ目なく復興・再生に取り組む必要があることから、国は、市町村の意向を十分に尊重しながら丁寧に協議を重ね、除染・家屋等の解体を含む避難指示解除のための具体的方針を早急に示し、帰還困難区域全ての避難指示解除について責任を持って対応すること。

3 福島全域での安心して暮らすことのできる生活環境の実現

福島の復興及び再生のためには、福島で安心して暮らし、子どもを生き育てることができる生活環境を実現することが不可欠である。多くの福島の住民、特に子育て世代が、放射線の健康への影響に対する不安やストレスを抱えている。県内全域において、放射線による健康上の不安の解消や安心して暮らすことのできる生活環境を実現するため、風評払拭・リスクコミュニケーションの推進、県民健康調査の実施、農林水産物等の放射性物質の検査等の推進、教育機会の確保、環境の回復・創造のための調査及び研究の推進等、第6に記載の施策・事業について、国は責任を持って総合的かつ体系的に進めること。

加えて、住民の放射線の健康影響等に関する不安払拭のため、国は、生活圏の線量モニタリング、放射線相談員による相談体制等を維持するほか、リスクコミュニケーションをこれまで以上にきめ細かに実施することに加え、除染後のフォローアップの実施などを通じて、個人の追加被ばく線量を、長期目標として年間1ミリシーベルト以下にすることを旨とするための措置を講ずること。

4 福島イノベーション・コースト構想の推進等

国家プロジェクトである福島イノベーション・コースト構想に係る取組の推進や、「福島新エネ社会構想」の実現、廃炉関連産業・医療関連産業・航空宇宙関連産業・ロボット関連産業等の集積を図るため、国は、第8に記載の施策・事業について確実に実施するとともに、福島イノベーション・コースト構想関係閣僚会議や福島イノベーション・コースト構想推進分科会を適切に運用することにより、連携体制の構築や基本的な方針の共有を図り、構想の実現に向けた取組を一層推進すること。

特に、国際教育研究拠点については、浜通り地域の再生を加速させる新たなエンジンとし、研究と産業の集積を行い、地方創生のモデルとして、世界に誇れる福島の復興・創生を目指すことが必要であるため、設置される新法人は、縦割りを排した総合的な国立の研究開発法人とし、長期にわたる予算、人員体制を国が責任を持って確保するとともに、福島イノベーション・コースト構想の司令塔として既存の研究施設等と一体となって、福島の特性をいかした研究開発や人材育成を行うこと。

また、福島イノベーション・コースト構想推進機構への国職員の派遣等により福島イノベーション・コースト構想の一層の推進に取り組むこと。

5 その他福島の復興及び再生を推進するための措置

- (1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策は、復興・再生の大前提である。

第1の1「原子力災害からの福島の復興及び再生の意義・目標」の「国が前面に立ち、国内外の最高の叡智を結集することにより、廃止措置終了に向けて安全かつ着実に成し遂げる。」との記載のとおり、東京電力を厳しく指導しながら、国が前面に立って、廃炉・汚染水対策に取り組むこと。

多核種除去設備等で浄化処理された水（ALPS 処理水）の取扱いについては、正確な情報発信と政府として責任を持って具体的な風評対策にしっかりと取り組むこと。また、様々な意見や県内の実情を十分に踏まえた上で、当県の農林水産業や観光業に影響を与えることがないように、慎重に対応方針を検討すること。

- (2) 避難指示・解除区域市町村への住民の円滑な帰還の促進に向けて、また帰還住民等が日常生活を安心して送ることができるよう、国は、第10の1(2)に基づき、交通事業者の安定的な事業運営が可能となるよう配慮しながら、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に資する取組を支援すること。

また、イノシシ等の鳥獣による被害について極めて深刻であることから、当県及び市町村と連携して、住民の円滑な帰還や移住等の促進に資するよう、それぞれの地域の実情に即した鳥獣被害対策をより一層確実に実施すること。

- (3) 今なおあらゆる分野に根強く残る風評の払拭に向けては、環境モニタリングや農林水産物等の放射性物質検査結果の国内外への発信、農林水産物の販売不振の実態と要因の調査及びそれに基づく必要な措置、福島の現状や放射線影響に関する国民への正しい理解の増進と情報の提供、国内外からの福島への誘客促進、農林水産物・食品に対する輸入規制撤廃に向けた働き掛けなど、第7の2(3)、(5)及び(6)に記載の施策・事業について、関係省庁が一体となって全力で継続的に取り組むこと。

(4) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や2025年日本国際博覧会等の機会を最大限にいかし、当県が復興を成し遂げつつある姿を世界に発信すること。

また、国は、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承等のため設置する国営追悼・祈念施設の整備を引き続き進め、また、当県が整備する福島県復興祈念公園を支援すること。加えて、東日本大震災・原子力災害伝承館を核として、交流拡大・情報発信を図ること。

(5) 当県の復興及び再生を進めていく上では自治体職員等の確保が不可欠であり、国は、当県及び県内市町村の人員確保に対する必要な措置を継続すること。また、第1の2「福島の復興及び再生の基本姿勢」の「福島の復興及び再生には、中長期的対応が必要であり、第2期復興・創生期間においても引き続き国が前面に立って取り組む。」との記載のとおり、福島の復興・再生に最後まで責任を果たすよう、しっかりと取組を推進すること。